

国立健康危機管理研究機構制裁規程

国立健康危機管理研究機構制裁規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 制裁等（第2条－第6条）
- 第3章 制裁等の事由に該当する役員の行為が発生した場合の手続（第7条－第9条）
- 第4章 制裁審査委員会（第10条－第17条）
- 第5章 役員に対する制裁の公表（第18条）
- 第6章 雑則（第19条・第20条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の役員及び職員に対する制裁に関する手続等の必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 制裁等

（役員の制裁等の事由）

第2条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員を解任し、減俸し、戒告し、訓告し又は注意する。ただし、情状により、制裁等（次条第1項の制裁及び同条第2項の監督上の措置をいう。以下同じ。）を減輕し又は免除することがある。

- 一 法若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、これらの法律に基づく命令又はこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分に違反した場合
- 二 機構が定める業務方法書その他の規則に違反した場合
- 三 役員の倫理に関する規程に違反した場合
- 四 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 五 機構の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- 六 職場の秩序を乱した場合
- 七 ハラスメントをした場合
- 八 重大な経歴を偽り、登用された場合

- 九 虚偽の報告を行った場合
- 十 業務の正常な運営を妨げ、又は業務の正常な運営を妨げるよう唆し若しくはあつた場合
- 十一 職務上の秘密を漏らした場合
- 十二 文書の不適正な取扱いをした場合
- 十三 機構が管理する土地及び建物において政治的目的を有する文書を配布した場合
- 十四 機構の所有物を私用に供した場合
- 十五 故意又は過失により機構に損害を与えた場合
- 十六 報酬を不正に支給し、又は不正に受給した場合
- 十七 放火、殺人、傷害、暴行等非行を行った場合
- 十八 交通事故を起こし、又は交通法規に違反した場合
- 十九 部下役職員の指導監督に適正を欠き、及び部下役職員の非違行為を隠ぺいし、又は黙認した場合
- 二十 その他前各号に準じる非違行為を行った場合

(役員の制裁等の種類及び程度)

第3条 役員の制裁は、次の各号に掲げる制裁の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- 一 解任 任期を待たずに解任する。この場合、情状を勘案し、退職手当の全部又は一部を支給することがある。
 - 二 減俸 1年以下の期間、報酬の月額の5分の1以下に相当する額を減ずる。
 - 三 戒告 文書をもって責任を確認し、嚴重に将来を戒める。
- 2 前項の制裁の必要のない役員についても、必要に応じて、次の各号に掲げるところにより監督上の措置を行うことができる。
- 一 訓告 文書をもって責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため指導する。
 - 二 注意 文書をもって注意を促す。

(理事長に対する制裁等)

第4条 理事長に対する制裁等は、制裁審査委員会(第10条の制裁審査委員会をいう。以下同じ。)からの報告を踏まえ、理事会(理事長及び当該制裁等に関係する役員を除く。第9条において同じ。)の決定により行うものとする。

- 2 理事会は、前項の場合において理事長を解任することが適当と決定したときは、監事に対し、速やかに報告するものとする。
- 3 監事は、前項の報告を受けたときは、当該報告を記載した書面を添付の上、厚生労働大臣に対し、理事長の解任を求めるものとする。

(役員に対する制裁等)

第5条 理事長は、制裁審査委員会からの報告を踏まえ、役員（理事長を除く。次項において同じ。）に対する制裁等の決定を行う。

2 理事長は前項の場合において、理事長の任命に係る役員を解任することが適当と認めるときは、制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 理事長は前項の場合において、監事を解任することが適当と認めるときは、制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣に対し、監事の解任を求めるものとする。

4 制裁の効力は、制裁を受けるべき者に対し、当該制裁の内容を記載した制裁通知書を交付したと認められるときに発生する。

（職員に対する制裁等）

第6条 機構の職員が、法若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該職員に対し、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告の処分その他の処分を行うものとする。

2 職員に対する制裁及び矯正措置の細則については、就業規則に定めるところによる。

第3章 制裁等の事由に該当する役員の行為が発生した場合の手続

（非違行為の調査）

第7条 理事長は、副理事長、理事及び監事の行為について制裁等の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について調査しなければならない。

2 理事長は、当該調査により、副理事長、理事及び監事に制裁等の事由に該当する行為があると判断したときは、制裁審査委員会に審査を付託する。

（理事長等の非違行為の調査）

第8条 監事は、理事長の行為について制裁の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかにその事実の存否、内容、関係者等について調査を開始しなければならない。

2 監事は、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する疑いがあると認められるときは、前項の調査をすることができる。

3 監事は、前2項の調査により、理事長、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する行為があると判断したときは、制裁審査委員会に審査を付託する。

（制裁決定までの措置）

第9条 理事会は、審査の対象となる役員について、担当する業務を執行させることが適当でないと認めるときは、必要な期間当該役員に業務を執行させないことを決定し、当該役員はこれに従わなければならない。

第4章 制裁審査委員会

（制裁審査委員会）

第10条 役員に対する制裁等に係る審査を行うため、制裁審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第11条 委員会は、第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき付託された事案について、審査を行う。

2 委員会は、前項の規定により審査を行う場合には、あらかじめ、審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、必要に応じて自ら調査を行う。

（委員会の組織）

第12条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、副理事長をもって充て、委員会を総括する。ただし、副理事長に事故があるとき又は副理事長が審査の対象者であるときは、審議の対象者以外の委員の中から理事長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、副理事長、理事（外部理事を除く。）、国立感染症研究所長、国立国際医療センター院長、国立国府台医療センター院長、国立国際医療研究所長、臨床研究センター長、国際医療協力局長、国立看護大学校長、内部統制・監査部長をもって充てる。ただし、これらの委員のいずれかが当該事案に関する者であるときは、理事長は、当該委員に代わって理事長が指名した者をもって充てることとする。

4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（委員会の会議）

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の出席の停止）

第14条 委員は、自己が審議の事案に関するときは、委員として委員会の会議に出

席することができない。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、危機管理・運営局事務総局が行う。

(委員会への委員以外の者の参加)

第16条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(理事長又は理事会への報告)

第17条 委員長は、審査が終了したときは、次項に規定する場合を除き審査の結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

2 委員長は第8条第3項の規定により審査の付託を受けた行為のうち、理事長に関するものに係る審査が終了したときは、審査の結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

第5章 役員に対する制裁の公表

(制裁の公表)

第18条 機構は、役員に対する制裁処分について、速やかにこれを公表するものとする。ただし、軽微な事案については一定期間ごとに一括して公表することができる。

2 機構は、前項の場合において、制裁の事由に該当する行為の概要、制裁の種類及び程度、制裁年月日、所属、役名等の制裁を受けた者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを原則とする。

3 機構は、制裁の事由に該当する行為による被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合においては、前2項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

第6章 雑則

(改正)

第19条 この規程の改正については、理事会が決定する。

(実施に関する事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、制裁等及び委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。